

危機管理

マニュアル



五ヶ瀬町立鞍岡小学校

学 校 に お け る 危 機 管 理

1 危機管理の目的

- (1) 児童、職員の生命を守る。
- (2) 児童や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を落ち着いた状態におく。
- (3) 学校に対する社会的信用や信頼を守る。

2 危機管理の機能

危機の予知 → 危機の回避 → 危機への対応

3 学校における危機管理事項

- (1) 学校内・外における児童の事故
- (2) 学校内・外における職員の事故
- (3) 学校被災
- (4) 学校内・外での児童に関する事件
- (5) 遠足、修学旅行等での校外学習での事故
- (6) 人権・同和教育
- (7) 学校施設等に関する教育環境
- (8) 事務管理
- (9) 家庭、地域社会とのかかわり

4 基本的な危機管理体制

(1) 組織としての「報告」「連絡」「相談」の充実

① 報告

どんな小さなことでも、児童の「生命・人権」に関することは、教頭に報告する。生徒指導に関すること、校内の事故・けが等は生徒指導主事、保健主事を通す。

② 連絡

事故等の経過や対応・処置等については、当事者及び各主事が教頭へ連絡する。

③ 相談

学級の問題を含め諸問題については一人で抱え込まず、教務主任、生徒指導主事、保健主事等に相談するとともに、学校組織として対応していくようにする。

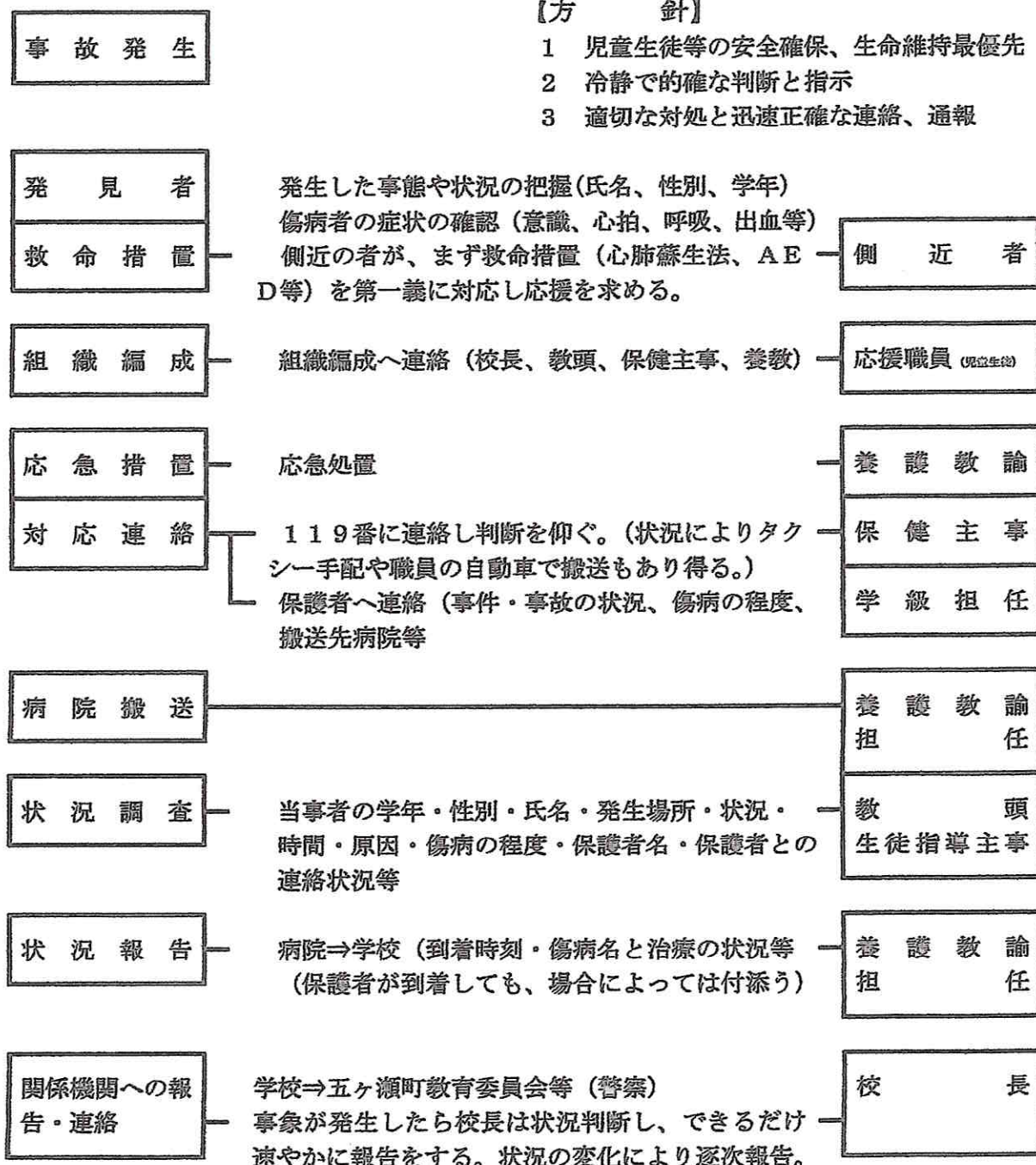
(2) 基本的な緊急連絡体制

- ① 時刻や場所等の状況を的確に把握する。
- ② 児童の身の安全を優先する。
- ③ 協力者を確認し連絡する。

1 学校内における児童生徒の事故

【方 針】

- 1 児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対応と迅速正確な連絡、通報



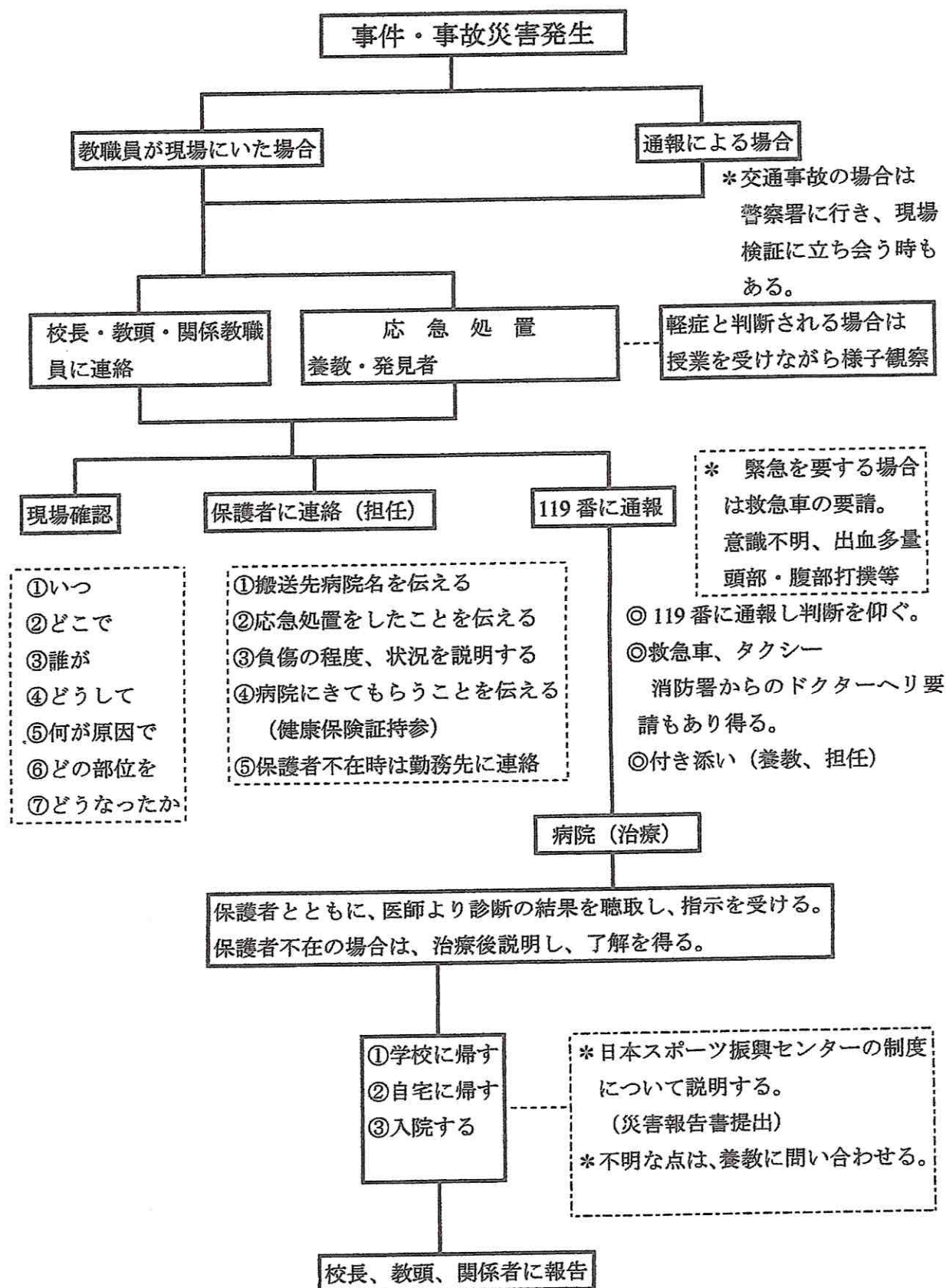
留意事項

- ① 発生する事態としては、事故による怪我、へび、サル、ハチ・ムカデなどの害虫による被害が考えられる。
- ② 児童生徒・保護者への連絡は、動揺させることがないように落ち着いて連絡する。
(事件・事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証持参等)
- ③ 加害者がいる場合は、その加害者の保護者に対しても必ず状況説明の連絡をする。
 - ・人命に関わる場合………被害者の保護者に連絡を取った後。
 - ・そうでない場合………病院から傷病名等の連絡を受けた後。
- ③ 生命に関わる事故等の場合は、校長もしくは教頭が病院に行く。
- ④ 報道関係者、部外者等への対応は、校長が行う。

2 学校外における児童生徒の事故

事件・事故発生 の連絡受報	氏名、学年、学級、性別、発生場所、怪我の状況、対応状況（搬送先病院名）等について聴取し しっかりメモしておく。 （相手がいれば、その氏名、年齢、性別、住所、 電話番号をメモしておく。）	受 報 者
組 織 編 成	受報者が職員の場合は、校長、教頭、担任に直ちに連絡する。その後、教務主任、生徒指導主事に連絡する。	受 報 者
現 状 確 認	担任が搬送先の病院に見舞う。（状況によっては、 校長、教頭も病院に見舞う。） 保護者にとっては異常事態であることを忘れずに、 その感情を理解しながら話すようにする。	担 任
	生徒指導主事は、事故現場に行き、現場確認 と状況の聴取を行う。	生 徒 指 導 主 事
状 況 報 告	緊急を要する場合は、できるだけ早く校長にその 旨を報告する。そうでない場合は、見舞いが終 わって概要と現在の状況、保護者等の状況等を報 告する。	担 任 生 徒 指 導 主 事
関係機関への報 告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ 速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

3 事件・事故発生時の対応（北朝鮮ミサイルによる災害の対応も含む）



4 学校内における職員の事故

児童生徒の場合に準じて、対応していく。

5 学校外における職員の事故

《当事者が電話をかけてこられる程度の事件・事故災害の場合》

事件・事故発生 の連絡受報	必ず、校長（教頭）に連絡する。氏名、時間、発生場所、事件・事故の状況、怪我等状況（相手がいる場合は、氏名、年齢、性別、住所、電話番号）	校（教） 長（頭）
誠意、責任ある 対応、指導、助	当事者の職員は、誠意と責任をもって最後まで事故の処理に対応することを指導するとともに、重大な事態に至ったとき、あるいは処理が一応終わったときなど適時連絡するよう指導する。	校（教） 長（頭）
	相手方が人命に関わる重大な事故の場合は、校長（教頭）が即現場（病院）に出向き、相手方を見舞い、状況を把握する。	校（教） 長（頭）
状況整理	事故処理が完全に終わっていない段階では、事故の原因まで言及することができないことを忘れず、双方の氏名、性別、年齢、住所等及び発生した時間、場所、その場の状況、事故発生の状況、双方の怪我の状況、現在までの対応の状況等についてまとめる。	教 頭
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

《当事者が電話をかけてこられない程度の事件・事故災害の場合》

事件・事故発生 の連絡受報	校長（教頭）が受け、事件・事故の状況、怪我等状況等につきわかる範囲で確認する。対応のために発生場所と搬送先の病院の確認はしっかり行う。	校（教） 長（頭）
助言指導 様態確認	事故発生現場と発生の状況について、その現場に行き確認する。その後搬送先の病院に見舞い現在の容態を確認する。（状況によっては病院を先にする）	校（教） 長（頭）
状況報告	事故発生時間、場所、状況、相手方の氏名、性別、年齢、住所等、現在の本人の容態等について、校長に報告する。（相手の様態を含む）	教 頭
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

6 校 内 暴 力

《児童相互》

暴力事件発生	発見者は、その場の状況を見て（負傷の状況一般児童生徒の動揺等）適切な処置をして、双方の児童生徒を別々の部屋に導く。発生と発覚が同時でない場合もある。いずれの場合も救命処置を第一義に対応する。	発見者
	負傷者の応急措置を行う。（医療機関に搬送する場合は、その措置をする。）	養護教諭
事情聴取と指導	双方の児童生徒にそれぞれの言い分を聞き、事件に発展する前の経緯・暴力の事実関係について把握し、暴力は絶対にいけないことの指導と、双方の言い分に対するきめの細かな指導を行う。	担任 生徒指導部
	事件の全容と指導について、校長、教頭へ報告する。	担任、生徒指導部
保護者への連絡	事件の全容及び学校がとった措置（事情聴取と指導）について双方の保護者に連絡する。必要に応じ保護者には学校へ来てもらう。	担任
保護者への対応	担任、生徒指導部（教頭）が必ず同席し、事件の全容及び学校の対応について、保護者に説明し、今後の指導について協力を要請する。	担任 生徒指導部
校内連絡	事件の全容並びに指導の経緯等について、校長、教頭に報告するとともに、全職員に報告、指導協力を要請する。	生徒指導部
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校長

《対教師暴力相互》

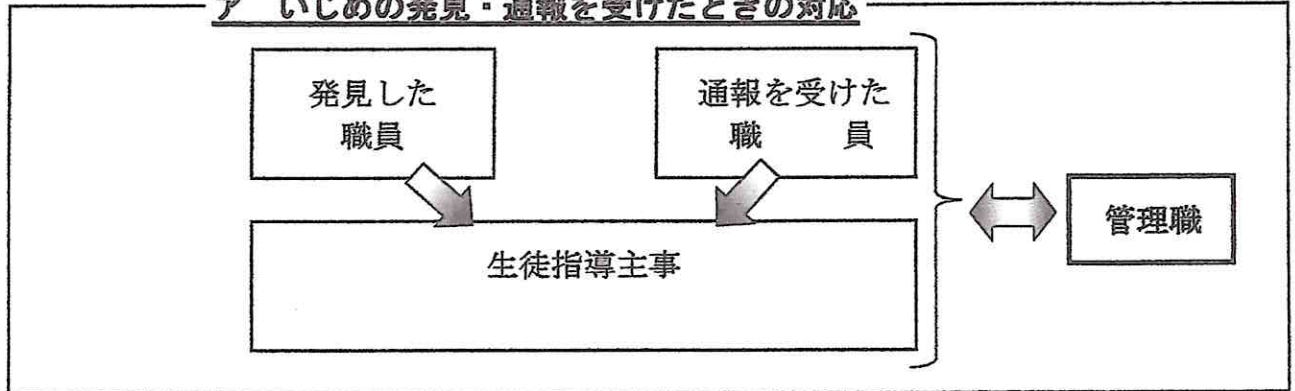
暴力事件発生		
報 告	暴言を含め、どんなに小さいことでも対教師暴力は学校にとって大きな問題として捉え、生徒指導主事を経て教頭、校長まで報告する。 負傷した場合は応急措置を行う。(医療機関に搬送する場合は、その措置をする。) 生命に関わる重大な事態に至った場合は、校長が搬送先の病院に見舞い、状況を把握する。(家族への連絡は迅速にする。)	発 見 者 任 担 養 護 教 諭
事情聴取と指導	生徒指導主事は、該当児童生徒を呼び教育相談的に事情を聴取する。該当職員については、校長(教頭)が聴く。 職員が病院に行く必要があるときは、職員の校内における事故に準じて対応し、その後、事情を聴く。	校 長 生徒指導主事
臨時職員会議	聴取した事情等から事件の全容を確認し、今後の対応のあり方(児童生徒への対応、教職員の留意点など)について検討し、全教職員協力して指導に当たっていくことを共通理解する。	全 教 職 員
保護者への連絡	事件に至るまでの経緯を含めた、事件の全容について知らせ、今後の学校の指導について理解を求め、協力を要請していく。	校 長 (教 頭)
生徒への対応	児童生徒の将来を考慮して、厳しくも暴力では何も解決しないことを諭し、関係職員とも関係改善を図る。	学 年 主 任 担 任
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等(警察) 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

7 いじめ

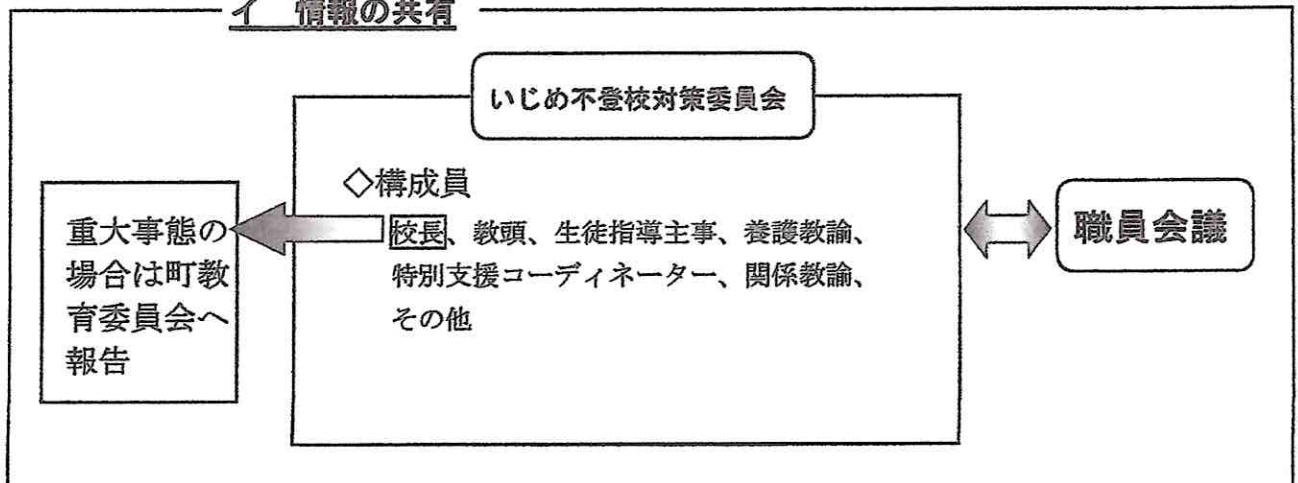
いじめ発覚	いじめられている児童生徒の立場に全面的に立って、いじめの事実関係を徹底的に把握する。その際に、仕返しを恐れて全容を明らかにしない場合もあるので、十分留意する。保護者からの連絡等により発覚する場合もある。教員は、いじめの早期発見に努める。	全教職員
報告	いじめの状況が認められた場合は、直ちに生徒指導主事、教頭、校長に報告する。	認知教職員
実態調査	いじめに関係していた加害者・被害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。	担任
いじめ・不登校対策委員会	調査の報告を受け、いじめの実態の分析・原因・今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制・保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。	担任委員会
職員会議	いじめの実態を報告し、今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制について共通理解をする。	生徒指導主事
関係生徒、保護者への説明、協力要請	いじめに関与した児童生徒とその保護者を一堂に集め、いじめの事実についてすべてを保護者にも説明する。いじめた児童生徒から、いじめられた児童生徒に対して、一人一人きちんと謝罪・反省させる。また、保護者同士においても同様に行う。その際、いじめた児童生徒の報復行為を起こさないよう指導する。金品や物品などの強要があった場合は、保護者の責任で弁済する。	校長 (教頭) 担任 生徒指導主事
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等(警察) 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校長

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有

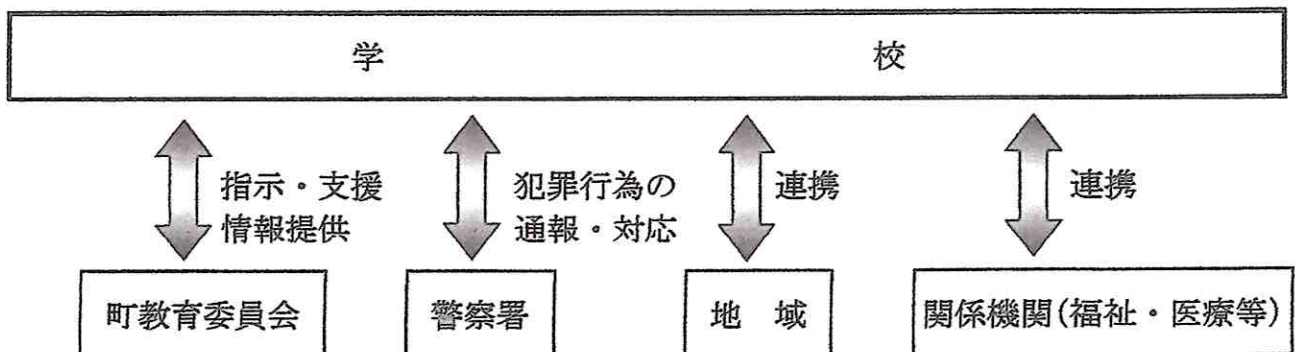
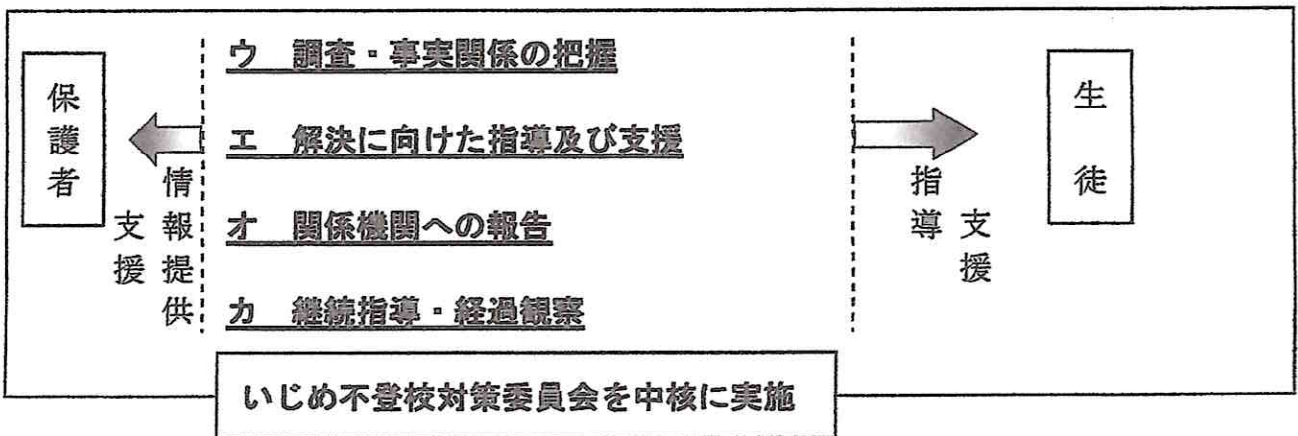


ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

オ 関係機関への報告

カ 継続指導・経過観察



重大事態発生に対する措置

ア 重大事態の発生

- 町教委に重大事態の発生を報告
 - (ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」
(児童が自殺を企図した場合等)
 - (イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」
(年間30日程度を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

イ 町教委が、重大事態の調査の主体を判断

<学校が調査主体の場合>

町教委の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

(ア) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

(ロ) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

(ハ) 調査結果を町教委に報告

- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(ニ) 調査結果を踏まえた必要な措置

<町教委が調査主体の場合>

町教委の指示のもと、資料の提供など、調査に協力する。

8 体

罰

体罰問題発生	保護者からの連絡等により、発覚することがある。	
報 告	発生が認められた場合は、直ちに校長（教頭）に報告しなければならない。	該 当 教 員
実 態 調 査 と 謝 罪	体罰を与えた教員に対し、校長・教頭は速やかに事情を聴取し、その教員とともに保護者の自宅を訪ね、体罰行為について謝罪する。（理由はどうかあれ体罰は絶対に許されない。言い訳等は控えるようにし、保護者の要望によっては、状況について説明する程度にとどめる。）	校 長 該 当 教 員
今後の対応対策 検討委員会	必要な範囲の会議を開き、今後の対応策について検討する。体罰の実態、それに至った背景等、指導のあり方と留意点、他の保護者や児童生徒への対応と指導、報道機関への対応について協議する。	職 員 会 議
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

9 盗

難

盗 難 発 生		
報 告	盗難にあった物品、あるいは金銭の場合は金額・その時間帯・場所及び保管の方法等の状況について、担任・生徒指導主事に報告する。 (被害者が教職員の場合には、校長、教頭にすみやかに報告する。)	被 害 者
全 体 調 査	他の児童生徒(教職員)には被害がなかったか、状況を説明し、それぞれ調査してもらう。	全 教 職 員
状 況 調 査	全体の報告を受け、盗難にあった時間帯の戸締まり・施錠・保管の状況等について調査し、侵入経路等も考察する。	全 教 職 員
警 察 へ の 連 絡	被害状況を取りまとめた上、警察に連絡する。	校 長 (教 頭)
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等(警察) 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

10 万 引 き ・ 窃 盗

事 件 発 覚	通報を受けた場合は、児童生徒氏名、クラス、通報者名、関係機関等の確認と、店名、万引き（窃盗）した物品・現在の状況（保護者との連絡の有無）等を確認する。	受 報 者
校 内 連 絡	担任、生徒指導主事、教頭、校長に連絡し、確認している状況を報告する。 （保護者に連絡が行ってない場合は、連絡する。）	受 報 者
引 き 取 り	担任、学年生徒指導主事で店（警察）に出向き、謝罪し、保護者とともに引き取る。	担 任 生徒指導主事
事情聴取と指導	児童生徒のその日の行動をたどり、事実関係を聴き、事件の全容を明らかにする。 また、児童生徒のおかれている立場、環境、人間関係等に配慮しながら、今後の学校生活に支障のないよう指導する	生徒指導主事 担 任
保護者への連絡	事件の全容と経過等及び更生させるための指導について説明し、保護者の理解と指導の協力を要請する。 店に謝罪が出来るか確認し、その旨を促す。	担 任
校 内 連 絡	事件の全容並びに指導の経緯等について、校長教頭に報告するとともに、全職員に指導の経過を報告する。	生 徒 指 導 部
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

1 1 原因不明の死亡事故・事件

事件・事故発生	児童生徒名を確認する。	受 報 者
校 内 連 絡	速やかに、校長、教頭、担任、生徒指導主事に連絡する。 確認している状況を報告する。	受 報 者
弔 問	校長、教頭、担任は弔問に行く。 (他の職員も、できるだけ弔問に行くよう連絡する。)	校 長 教 頭 担 任
臨時職員会議	校長は職員を招集し、臨時の職員会議を開く。 (内容はメモの項目参照)	全 教 職 員
関係機関へ連絡	校長が行う。その際、会議によって判明した事実及び考えられる原因等があれば、そのことについて報告し(秘事項)、報道関係並びに警察に対する対応の助言指導を仰ぐ。	校 長
事 情 聴 取 導	警察の事情聴取に際しては、事実をありのままに伝えなければならないが、予想や憶測を述べると問題をこじらすおそれがあるので慎む。	校 長 教 頭 関 係 教 員
記 者 会 見	事情聴取とは違うので、すべてを応える必要はない。職員会議で確認した方針に従い、内容や時間を限定して臨む。予想や憶測で発言し、それが公表されると重大な問題となるので、絶対にしない。	校 長
生徒、保護者への対応	職員会議で検討した方法により、速やかに行う。	校 長 教 頭 関 係 教 員

【警察等の調べで『自殺』と判明したとき】

この場合、学校にも自殺に関する原因解明の責務が生じる。家庭との連携が重要なポイントになろう。

校長、教頭、担任は再度弔問に行き、誠意をもって対応に当たる必要がある。その際の留意点を以下に列記する。

- 学校での最近の児童生徒の様子をできるだけお伝えするとともに、何が原因であったのか保護者と一緒になって考える。
- 家庭での様子について気付いたことはなかったか尋ねる。（保護者の心情を察し、汲み取りながら話をする。）
- 結論を出すための弔問ではないので、責任転嫁的な発言や早急にこじつけていく発言は絶対にせず、保護者の心情を察しながら話をする。

なお、自殺原因がほぼ解明した時点で、今後の対応策等について徹底した協議をし、二度と起こさないよう指導実践への努力をしていくようにする。

12 人 権 問 題

差別事象の発覚	差別事象について、日時・場所・当事者・発見者・状況を的確に把握する。落書き等の場合は、現場保存に努め、写真で記録に残す。	認知教職員
報 告	差別事象が発覚した場合は、直ちに校長(教頭)へ報告する。	認知教職員
実 態 調 査	差別事象に関わった当事者がわかっている場合は、事実の確認、事象に至った背景等を聴取する。 落書き等当事者がすぐわからない事象の場合は、校内委員会等で当事者の発見に努める。	担 任 企 画 委 員 会 学 年 会
関係生徒の保護者への説明	差別事象の事実が確認された段階で、関係児童生徒及び保護者に対して、内容の説明と今後の学校としての対応を説明する。 教職員及び保護者が当事者であった場合は、本人と話し合い、今後の学校としての対応を説明する。	担 任 教 頭 生 徒 指 導 主 事
職 員 会 議	差別事象が起こった事実について共通認識する。さらに学校としての対処の仕方及び今後の人権教育の進め方について再検討する。	あかまつ委員会
全 体 指 導	差別事象の現実を踏まえて、校内の人権教育の指導の在り方及び計画を見直し、必要に応じて同和教育問題に関する指導を全体的に行う。	教 頭 各 担 任
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

13 不審者の侵入時

1 来校者への周知

「来校者は必ず玄関での受付をし、事務室または職員室に声をかける」という旨の表示をするとともに、保護者・卒業生・出入り業者等への周知を図る。

2 児童生徒全員への周知（全校集会、学級活動等で、徹底しておく）

- 不審者を見かけたら、近くの教職員に直ちに知らせる。
- 危険を感じたら、大声で級友にも呼びかけ避難する。
- 近くの「火災報知器」の非常ボタンを押す。

3 対応

- 笛・防犯ブザーを鳴らし、被害を最小限に食い止める措置を全教職員で行う。
- 職員室前の刺股等を使用し、不審者の行動を可能な限り防ぐ努力を行う。
- 関係機関（警察・救急車・教育委員会）への連絡を早急に行う。

救命措置	側近の者が、まず救命措置第一に対応し、応援を求める。	側近者
報告	直ちに校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭へ報告する。	認知教職員
応急処置	救命措置、応急手当。	養護教諭
対応連絡	・警察 ・救急車、タクシー手配（氏名、学年、性別、傷害の程度） ・保護者へ連絡（事件の状況、傷害の程度、搬送先病院名等） ・消防署（火災ではないことの報告）	教頭 保健主事 学級担任
病院搬送		養護教諭 担任
状況調査	当事者の学年・性別・氏名・発生場所・状況・時間・原因・傷病の程度・保護者名・保護者との連絡状況等	教頭 生徒指導主事
状況報告	病院⇒学校（到着時刻・傷病名と治療の状況等） （保護者が到着しても学級担任は付き添う）	養護教諭 担任
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校長

留意事項

- ① 児童生徒・保護者への連絡は、動揺させることがないように落ち着いて連絡する。
（事件・事故の状況、傷病の程度、搬送先の病院名、保険証持参等）
- ② 生命に関わる事故等の場合は、校長もしくは教頭が病院に行く。
- ③ 報道関係者、部外者等への対応は、校長が行う。

14 学 校 防 災

1 職員在勤中の火災

以下は初期消火できない場合であり、それが可能なときはその処置を行う。その際、複数で初期消火に当たると同時に、一人は連絡に向かう。

火 災 発 生	検知器が作動するか、発見者が警報器を押す。	第一発見者
状 況 把 握	警報機による発覚は、事務室で場所を確認し2人1組となり、現場に行き確認をする。側近者の発覚の場合は、近くの者に応援を要請し、一人が場所と状況を校長・教頭に通報する。	※ 初期消火
避 難 通 報	火災の状況に応じ避難経路と避難場所を確認し、緊急放送で通報する。 「只今、〇〇〇で火災が発生しました。児童の皆さんは先生の指示に従って、避難場所へ避難してください。」(繰り返す)	教 頭 務 員
	火災の状況に応じ、消防署へ119番通報し、役場総務課にも連絡する。 [判断：校長・教頭・第一発見者] 「①学校名②時間(つい先ほど)③場所(校内〇〇〇で)④火災発生⑤消火出動依頼⑥本校電話番号⑦通報者の氏名など」 例：「こちらは鞍岡小学校の〇〇〇です。先ほど、校内の〇〇〇で火災が発生しました。すぐ消火活動をお願いします。・・・」	教 頭 ※ 可能な限りの消火活動
避 難 誘 導	避難指示により、無言で整然と避難させる。可能な限り校舎を廻り、児童生徒の避難が終了しているか確認する(担当)	全 職 員 豊 かな 心 と 体
	避難場所集合後、人員点呼 確認 (学級担任→教頭) 教頭は避難結果を校長に報告する。児童生徒には避難場所を勝手にはなれないよう指導する。	
救 護	けが人等がある場合は、その処置をする。	養 護 教 諭 保 健 主 事
非 常 持 出	避難場所にて非常持出班を編制し、防火管理者の指示により持ち出し作業を行う。消火活動の邪魔にならない範囲で行う。	搬 出 班
鎮 火 処 理	鎮火後、児童生徒の対応、搬出物の処理、現場検証の立ち会い、報告書の準備等・・・	校 長 教 頭 生 徒 指 導 主 事
事 情 聴 取	校長が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。	校 長
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

非常持出品 (耐火金庫)

指導要録、学校沿革誌、卒業証書授与台帳
学校日誌、休暇処理簿、職員出勤簿、公文書綴り
保健日誌、健康診断票
給与関係書類、職員履歴書、備品台帳、その他の証書類
各教科・学年・校務分掌での書類

→事務・教務
→教頭
→養護教諭
→事務
→教頭・教務

2 職員不在中の火災

火 災 発 生	火災発生受報→必ず校長まで届くようにする。(場所、時刻、火災の程度)	受 報 者
非 常 出 勤	〔教頭〕は、校長の指揮の下緊急連絡網及びメールにより全職員に出勤させる。	教 頭
非 常 持 出	可能な場合は、出勤した職員で非常持ち出しを行う。 判断は、消火活動に当たっている消防署現場監督に尋ね、校長が行う。	搬 出 班
鎮 火 処 理	鎮火後、あるいは持ち出し作業終了後に臨時職員会議を開き、次の事項について協議する。 ① 前日の戸締まり状況 ② ガスなどの使用状況 ③ 電気器具の使用状況 ④ その他の火気に関する使用状況 ⑤ その他、現場の施設設備管理の状況	全 職 員
事 情 聴 取	事情聴取は校長が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。	校 長
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 長

非常持出品		
(耐火金庫)	指導要録、学校沿革誌、卒業証書授与台帳	→事務・教務
	学校日誌、休暇処理簿、職員出勤簿、公文書綴り	→教頭
	保健日誌、健康診断票	→養護教諭
	給与関係書類、職員履歴書、備品台帳、その他の証書類	→事務
	各教科・学年・校務分掌での書類	→教頭・教務

3 職員在勤中（児童が学校にいる場合）の地震

地震発生	児童生徒は机等の下に身を隠すなどの措置をとる。職員は出口の確保を図った後、身の安全を保つ。	
状況把握	揺れがおさまったら、避難路の点検を行い、落下物等の点検を行う。	校長 教頭 事務職員
避難通報 火災通報	放送設備が使用可能な場合は、次の内容の放送をする。 「揺れがおさまったようです。先生の指示で避難路に従い、避難場所〇〇〇に集合してください。余震による落下物など大変危険ですので、注意して避難してください。」（繰り返す） 火災が発生した場合。状況に応じて、消防署へ119番通報する。〔判断：校長・教頭・発見者〕 「①学校名②時間（つい先ほど）③場所（校内〇〇〇で）④火災発生⑤消火出動依頼⑥本校電話番号⑦通報者の氏名など」 例：「こちらは鞍岡小学校の〇〇〇です。先ほど、校内の〇〇〇で火災が発生しました。すぐ消火活動をお願いします。・・・」	教務 頭 事務 員 教 頭
避難誘導	避難指示により、無言で整然と避難させる。可能な限り校舎を廻り、児童の避難が終了しているか確認する（担当） 避難場所集合後、人員点呼・確認（学級担任→教頭） 担当は避難結果を校長（教頭）に報告する。児童は避難場所を勝手にはなれないよう指導する。	全 職 員 豊かな心と体
救 護	けが人等がある場合は、その処置をする。	養 護 教 諭 (保健主事)
被害状況	地震による被害の有無を調べ、安全の確認をする。その状況及びその他の情報によって復帰するかどうかの判断を校長が行う。	校 長 ・ 教 頭 全 職 員
生徒指導	周辺及び地域の被害状況を把握し、児童の下校時の安全を確保する。安全が確保されるまで（保護者が迎えに来た場合は除く）は児童は下校させず、避難場所で保護を続ける。 大規模地震で、児童を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合は、緊急連絡網及びメールを活用し保護者に連絡をとり、保護者とともに下校させる。 その後の処置については、職員会議で検討する。	学 級 担 任 生徒指導主事
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校 教 長 頭

4 職員不在中（児童が自宅にいる場合）の地震

地震発生	重大な災害をもたらす地震の場合で、学校にも被害がもたらされるとき。	
被害状況確認	校長・教頭が出勤し、被害状況を把握する。地域の被害状況も保護者、消防団等と連絡を取り、その情報を可能な限り把握する。	校長・教頭
職員連絡	緊急連絡網及びメールにより、可能な限り職員の出勤を要請するとともに職員の被害状況の把握にも努める。	教頭
児童確認	学級の児童の安全と被害の状況を確認する。緊急連絡網及びメール等での確認 例：今の地震で〇〇さんにけがなどありませんか。被害などありましたらお知らせください。	学級担任
関係機関への報告・連絡	学校⇒五ヶ瀬町教育委員会等 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校長 教頭
緊急対策会議	臨時職員会議により、現在の状況の確認、情報の収集方法、伝達手段の確保、本校が避難場所になった場合の学校管理体制、当面の児童の措置、出勤不可能な職員の措置、その他のことについて協議する。	職員

被害状況点検事項

点検項目	確認	点検項目	確認
火災発生の危険性		校舎内外の敷地・床等のひび割れ	
ガラスのひび割れと落下の危険性		落下物等散乱による危険性	
外壁等の破損と落下の危険性		電気配線等の断線状況	
校舎の柱の異常		教室内等の照明器具落下の危険性	
建物自体の傾き		入口・窓等の開閉	

緊急対策会議の協議事項

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 学校被害状況の確認 | (6) 出勤可能な職員の措置 |
| (2) 児童職員被害状況の確認 | (7) 学校被害復旧作業 |
| (3) 情報収集の方法 | (8) その他必要な職員の活動等 |
| (4) 伝達手段の確保 | (9) 緊急避難場所としての体制 |
| (5) 当面の児童生徒への措置 | (10) その他 |

5 職員在勤中（児童が学校にいる場合）の風水害及び雷・土砂災害

風水害及び雷発生	周囲の状況及び気象情報等により、風水害・雷発生のおそれが見込まれる場合。	
情報の収集	テレビ・ラジオ・インターネット、自衛隊等から今後の気象に関する情報を収集する。 また、児童の通学路の安全については保護者消防団等と連絡を取り、その情報を収集する。	校長・教頭
臨時職員会議	得ている情報を確認し、今後の対応として下校の時期及びその方法（保護者、職員、待機）児童への指導事項等について検討する。 学校の対応については緊急連絡網及び安全安心メールを活用し、全保護者に確実に連絡する。	全職員
児童下校待機	職員会議で検討し、校長の判断で児童を下校・待機させる。	学級担任

6 職員不在中（児童が学校にいない場合）の風水害及び雷・土砂災害

校長は教育委員会との連絡等により、児童、職員の措置について次の項目を検討する。

児童の措置	連絡網による連絡文例
臨時休業	〇〇のため、本日は臨時休業とします。児童への安全指導の徹底をお願いします。
始業時を遅らせての登校	〇〇のため、今日は朝〇〇時登校とします。児童への安全指導の徹底をお願いします。
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまでは自宅から出ず、家で待機するようにしてください。

※ 安全安心メールを活用する。

職員の措置	連絡網による連絡文例
出勤	〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認して出勤するよう連絡網で流してください。なお、通勤経路の寸断により通勤不能な場合は、その旨を連絡してください。
自宅待機	〇〇のため、本日は次の連絡が届くまでは自宅待機してください。なお、このことについては連絡網により次の先生に連絡してください。
指定時刻出勤	〇〇のため、本日は朝〇〇時に（風雨がおさまってから）出勤するようにしてください。なお、それまでは自宅待機ということも付け加えて連絡網により次の先生に連絡してください。

7 職員在勤中（児童が学校にいる場合）の雪害

雪 害 被 害

周囲の状況並びに気象情報等により、大雪のおそれが予想される場合。
大雪注意報・警報が発表、豪雪被害発生のおそれがある。

情 報 の 収 集

テレビ・ラジオ・自衛隊、役場等から今後の気象と対策に関する情報を収集する。
また、児童の通学路の安全については保護者消防団等と連絡を取り、その情報を収集する。

校 長 ・ 教 頭

臨時職員会議

得ている情報を確認し、今後の対応として下校の時期及びその方法（保護者、職員、待機）児童への指導事項等について検討する。
学校の対応については緊急連絡網及び安全安心メールを活用し、全保護者に確実に連絡する。

全 職 員

児 童 下 校 待 機

職員会議で検討し、校長の判断で児童を下校・待機させる。

学 級 担 任

8 職員不在中（児童が学校にいない場合）の雪害

校長は教育委員会との連絡等により、児童、職員の措置について次の項目を検討する。

児 童 の 措 置	連 絡 網 に よ る 連 絡 文 例
臨 時 休 業	大雪のため、本日は臨時休業とします。児童への安全指導の徹底をお願いします。
始業時を遅らせての登校	大雪のため、今日は朝〇〇時登校とします。児童への安全指導の徹底をお願いします。
自 宅 待 機	大雪のため、次の連絡があるまでは自宅から出ず、家で待機するようにしてください。

※ 緊急連絡網及び安全安心メールを活用する。

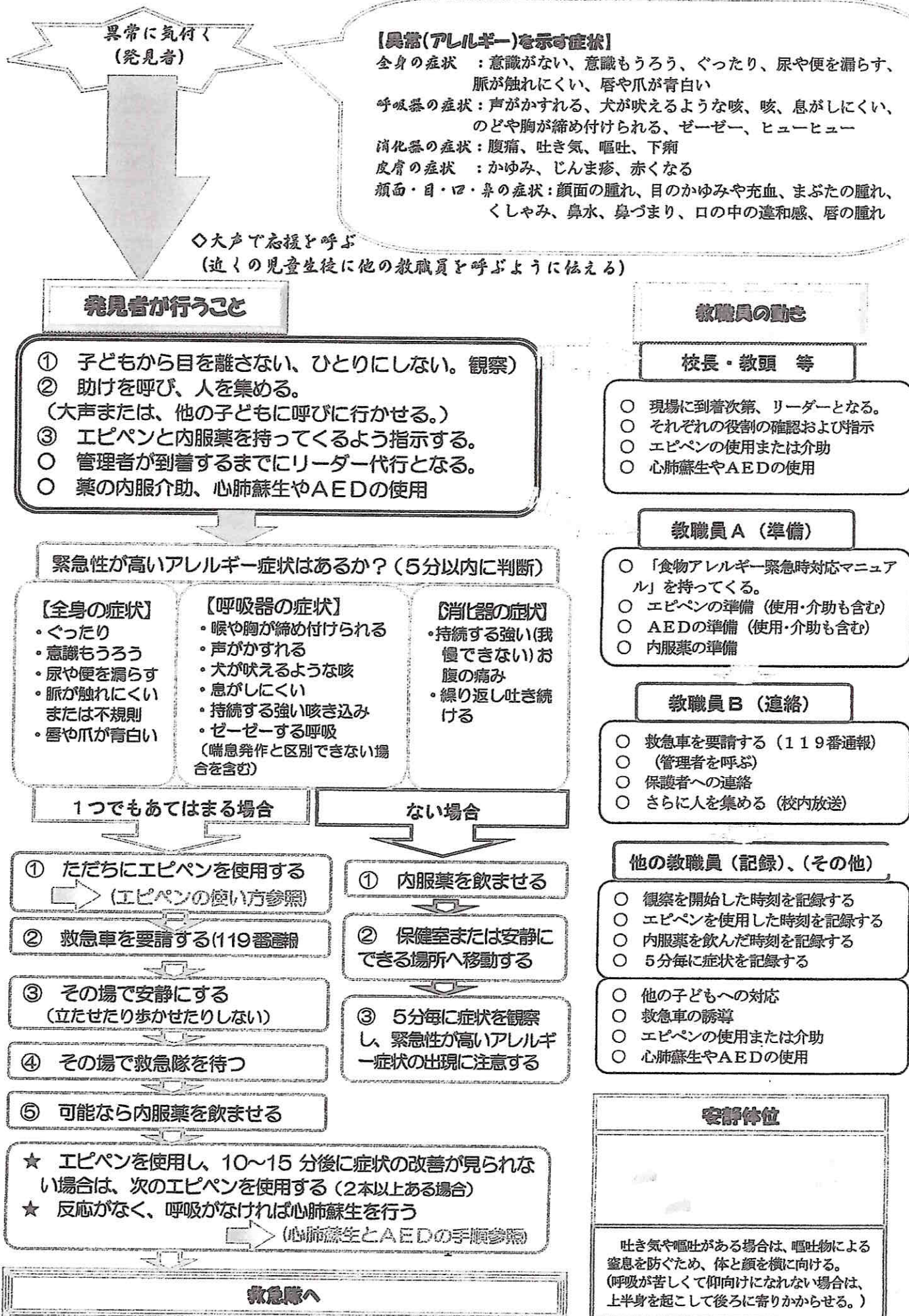
職 員 の 措 置	連 絡 網 に よ る 連 絡 文 例
出 勤	大雪の状況ですが、通勤経路の安全を確認して出勤するよう連絡網で流してください。なお、通勤経路の遮断により通勤不能な場合は、その旨を連絡してください。
自 宅 待 機	大雪のため、本日は次の連絡が届くまでは自宅待機してください。なお、このことについては連絡網により次の先生に連絡してください。
指 定 時 刻 出 勤	大雪のため、本日は朝〇〇時に出勤するようにしてください。なお、それまでは自宅待機ということも付け加えて連絡網により次の先生に連絡してください。

15 学校給食における危機管理マニュアル

五ヶ瀬町立鞍岡小学校



16 アナフィラキシー発症時の対応



17 北朝鮮等からのミサイル発射時の対応

警 報 発 令	防災無線等による放送（Jアラート等）	
状 況 把 握	テレビ、インターネット、ラジオ等で詳細の確認をする。緊急避難の警報の場合は、すぐに避難行動に移る。	校長 教頭 事務職員
避 難 通 報	放送設備が使用可能な場合は、次の内容の放送をする。 「ミサイル発射の警報が出されました。先生の指示に従い、避難場所体育館ステージに移動してください。あわてず落ち着いて行動してください。」 （繰り返す）	教 務 職 員
避 難 誘 導	避難指示により、無言で整然と避難させる。 可能な限り校舎を廻り、児童の避難が終了しているか確認する（担当） （学級担任→教頭） 担当は避難結果を校長（教頭）に報告する。 児童は避難場所を勝手にはなれないよう指導する。 ※ 児童は体育館ステージの壁側に伏せて体を守る。 体育館の幕を引き、被害を最小限に食い止める工夫をする。	全 職 員 豊かな心と体
情 報 収 集	体育館ステージに避難しながら、インターネット等で情報を収集し、避難状況を継続するかどうかの判断をする。 安全が確認されるまで避難状況を継続する。	管 理 職

※ ミサイル等による被害が出た場合、P6「3 事件・事故発生時の対応」に従って対応する。

18 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

日常

① 学級担任・養護教諭

登校後～朝の時間

- 健康チェックカード確認、カード忘れ、検温もれ者の確認
- 石けん手洗い+手指消毒（教室入室前に実施）
- 健康観察の実施（健康観察が終わり次第、職員室へ提出する）

常時

- 換気～朝から全校児童が帰るまで、1つの扉は開けっ放しにしておく。

〔体育館使用時、トイレ、廊下、特別教室も忘れずに〕

- 石けん手洗い・手指消毒（運動後、休み時間、給食前、清掃後等）
- 給食は、座席を離し前向きで食べる。

※本人・同居者の体調が悪ければ、登校を控え自宅で様子を見ることを指導徹底しておく。

疑いのある
児童が登校
していた場合

本校で疑わしい児童が発生した場合

本人の訴え

② 学級担任・教科担任・養護教諭

早退の決定及び手順

- ① 状況の把握（検温・問診・身体症状の確認・家族状況など）

目安：発熱・かぜ症状を訴えれば、早退させることを基本とする。

- ※ 本人に発熱・かぜ症状がある場合
- ※ 兄弟が発熱・かぜ症状で欠席している場合（病院受診結果が出ていない）
- ※ 同居の家族に発熱・かぜ症状がある場合（病院受診結果が出ていない）
- ※ 兄弟が発熱・かぜ症状で早退する場合

- ② 保健室で待機

- ※ 移動の際は、感染予防のため、1人で待機場所へ向かう。
- ※ 症状に応じて学担が付き添う。児童は付き添い禁止。

- ③ 管理職へ、早退することを伝える（学担 or 養教）

- ④ 保護者への連絡（学担）

- ⑤ 帰る準備をして、待機場所へ持っていく。靴・傘も。（学担 or 他職員）

- ⑥ 保健室出入り口から保護者の引き渡しを行う。

早退の際の、保護者へのお願い

- 早めの迎えを要請。
- 保健室出入り口へ迎えに来てもらうよう伝える。
- 病院受診結果の報告

③ 学級担任

- 他児童の状況把握
- 学級通信等での予防周知

③ 養護教諭・管理職・対応職員

- 校長、保健主事等関係職員へ報告
- 保護者への病状報告、引き渡し
- 待機場所・教室の消毒、他消毒の検討

④ 学級担任

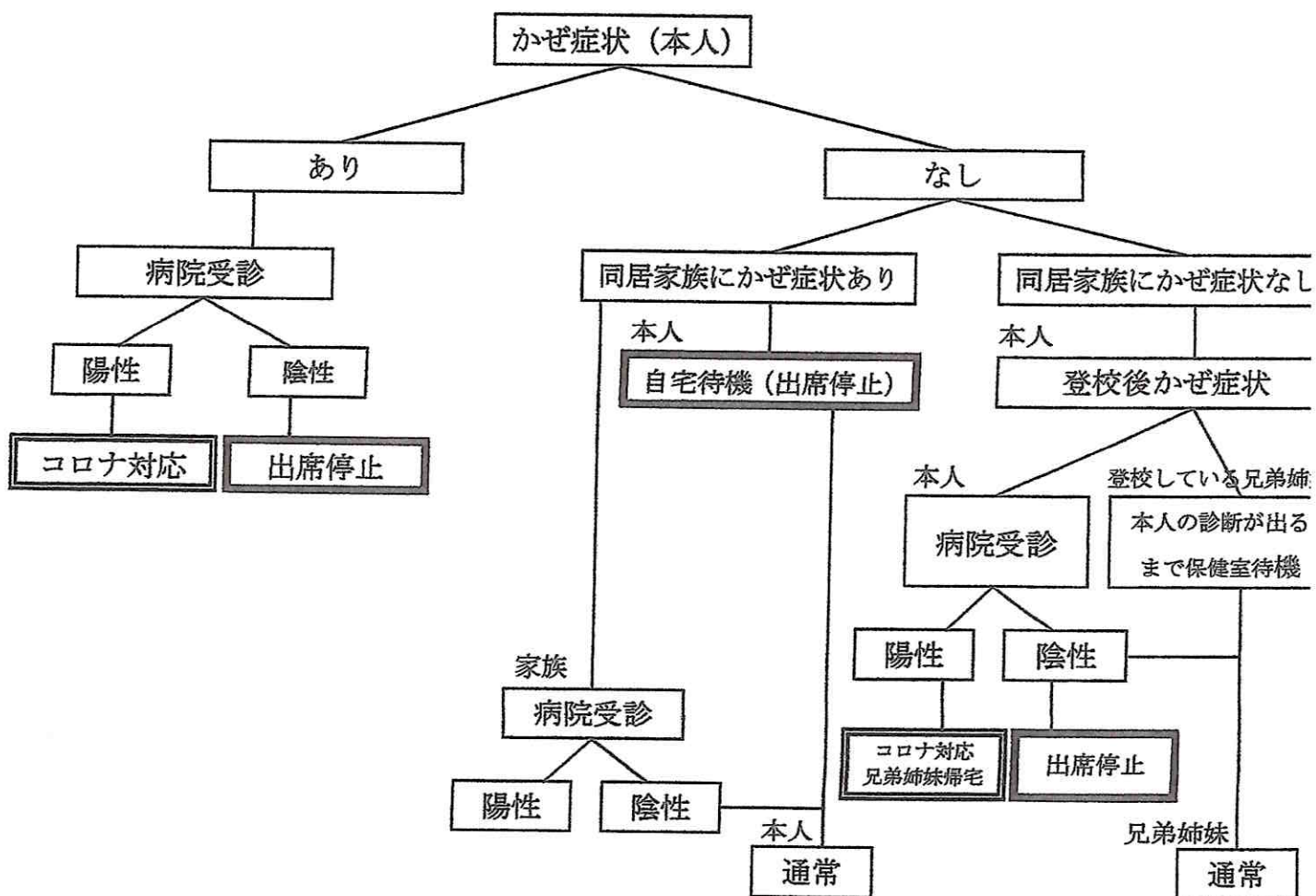
- 受診結果の確認
- 校長、教頭、教務、養護教諭への報告

〈役割分担など〉

- 連絡網の確認（教頭）
- 新型コロナウイルス感染症について保護者宛文書（教頭）
 - ・ 早退時の早めの迎えについて、引き渡し（迎え）場所
 - ・ 毎日の手洗い・手指消毒について
 - ・ 健康状態チェックについて
- 外科的処置（小さなけが）は、各学年に救急セットを配付しているので、救急セットで対応する。判断にまようけがは、保健室・職員室（保健室に児童がいる場合）で対応する。
- 消耗品（箱ティッシュ、ペーパータオルなど）を各学級に配付する。補充は、学級担任が行う。予備は更衣室前にある。
- 「聞き取り・報告内容用紙」の活用。
- 小学校・中学校に兄弟姉妹がいる場合、迅速に小・中間での情報共有を行い対応する。

職員も自己の健康状態チェックを行い、健康状態の把握に努める（健康観察表の配付）。
全職員で各役割を共有し、対応にあたる。

《 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート 》



19 児童生徒のバス乗車（校外学習等）

乗車前

- ・ 乗り物酔いしやすい児童については、服薬の有無について確認し、座席位置について事前に決定するようにする。
- ・ 欠席やその日、バスを利用しない児童を確認し、乗車人数を確定する。
- ・ 携帯電話（充電を確認）と児童連絡先を準備し、携帯する。
- ・ 嘔吐等に備えた救急セットなどを携帯する。
- ・ 出発の5分前には乗車する。
- ・ 手指消毒を行い乗車する。（コロナ対策）
- ・ 運転手とルートの確認をする。

乗車時

- ・ 点呼等の方法により、児童の所在、人数を確認する。
- ・ バスに酔いやすい児童は前方のシートに座らせる等、健康面に配慮しながら事前に決めておいた席に着席したことを確認する。
- ・ シートベルトの着用、荷物の位置、窓の開閉について、安全確認をする。
- ・ 車内で席を立ったり、騒いだりしないよう注意する。
- ・ 児童の顔色等、様子に気を配り、健康観察を適宜行う。

降車時

- ・ 順番に降りるまで、席を立たないように伝える。
- ・ バス乗降口付近の安全を確認してから、下車させる。
- ・ 児童下車後、座席に残っている児童がいらないか、目視による確認を行う。また、忘れ物等がないか合わせて確認する。
- ・ 異常がないことを確認して、運転手に伝える。
- ・ 安全な場所に整列させ、点呼等の方法により、児童の所在、人数を確認する。

※乗車する職員が複数いる場合は、あらかじめ役割分担をし、互いに声をかけながら、確実に確認するようにする。